

〒060-0808

札幌市北区北8条西6丁目2-23-806

TEL 011-594-8454

FAX 011-594-8455

URL <http://tomari816.com>E-mail info@tomari816.com

郵便振替口座 02790-1-100850

原発のない安全な北海道に



第20回 法廷だより

2017年2月28日、第20回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

晴天の下 傍聴席も満員

2017年2月28日午後3時30分より札幌地裁で、第20回口頭弁論期日が開かれました。肌寒いながらも晴天だったこともあってか、傍聴席も満席となりました。



今回の期日では、裁判官が

一部交代したため「弁論の更新」という手続が行われ、次いで被告の2月21日付け準備書面（原告が平成28年11月22日付けの準備書面(20)において、「震源を特定せず策定する地震動」のうち、被告が行った2008年岩手・宮城内陸地震に関する検討について不相当であると主張したのに対して、反論する内容。）が提出されました。

原告意見陳述

今回の主張内容についてのやり取りが終わった後、原告の三上めぐるさんが意見陳述を行いました。

三上さんは2011年3月11日に起きた東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の

被害を受けた人達への支援活動を、事故直後から7年にわたって続けてきた方で、原発事故避難者の実情について、母子避難が多く家族が合流できない例が多いことや、経済的にも苦しい例が多いことなども引いて、放射能汚染のない未来を実現してほしいことを訴えました。（意見陳述の内容は2ページ。）

今後の予定ほか

意見陳述の後、裁判所から、「原告から避難防災計画に関する書面が既に出ているが、被告として反論の予定はどうか」との質問がありました。これに対して被告側は、「しかるべき時期に主張する」と応答しました。しかし、以前からの被告の説明では、被告が主張の時期を調整しているのは規制委員会との整合性のためであったはずですが、避難防災計画は規制委員会の対象事項ではなく、主張時期を調整する必要はないように思われます。原告側は市川弁護士がこの旨を述べて、被告に主張時期を予告するよう求

めました。被告は「検討中」として明言しませんでした。原告側としては、あまりに主張が遅れる場合には、「時期に後れた攻撃防御方法」（民事訴訟法157条1項）として、この点について被告が主張を提出することを認めないよう求めることを予告しました。

今回は、原告側としては被告の今回の主張に反論する予定です。年度が変わり、裁判長も交代する見込みであるため、次回期日で改めてこれまでの原告の主張をまとめて説明することを予定しています。また、新しい裁判長の下で判決を得るべく、今後の進行予定についても協議する予定です。

次回期日は、6月13日（火）午後2時00分からです。これまでと時間が変わりますのでご注意ください。（なお、次回回は9月19日（火）午後2時00分と予定されています。）

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきま

（文責・竹信航介）

意見陳述

支援活動を続けて7年目

原告 三上めぐる



原告で、NPO法人みみをすますプロジェクト代表のみかみめぐると申します。

私は2011年3月11日に起きた東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の被害を受けた人達への支援活動を受け、同年3月16日から現在まで、市民有志によって続けています。特に私たちの活動は、放射能汚染から子ども達を救うためのものですが、もうじき7年目を迎えます。

発生当初、北海道に避難してくる人達は地震や津波の被害者が中心でしたが、放射能汚染の実態が少しずつ明らかになった5月頃からは、福島県や関東圏からの原発事故被害者が札幌市内にも急増し、避難者への対応に追われる毎日でした。

原発事故で避難して来る人の多くは母子避難で、お母さんは放射能汚染から我が子を守るうと、必死な思いで安全な地域を目指しました。お母さんが子ども達と避難先で仮住まいをはじめると、お父さんは福島県などに残って仕事を続け、家族に仕送りをする二重生活が始まりました。やがてこの二重生活は心理的にも経済的にもそれぞれの家庭の上に重たい影を落としていきました。いつまで経っても家族合流が出来ない背景には、放射能で汚染された大地が除染をしてもそう簡単には安心な状態に戻らないという事実があり、元いた場所に戻っても大丈夫だという確信が得られないことが一番の理由です。

一時保養活動も平行して

昨年、福島県は、北海道に避難している福島の人達（避難者総数2039人中、福島県1227人）の意識調査を行いました。7割近くの人たちは、住宅支援が打ち切り

になっても、出来れば北海道に残りたいと回答しています。

私たちは北海道に避難してきた子ども達への支援と平行して、様々な事情で避難できない人達に向けて、放射能によるリスク軽減のための一時保養を、他団体と連携しながら行ってきました。夏休みと冬休みに、北海道のお寺に泊まってゆっくり過ごすこの保養事業には、毎回30名程の親子が参加します。福島県内各地から参加する方達の多くが、子どもに健康被害が出ることを恐れ、食べ物ができるだけ遠くの産地のものを購入し、年に数回は子ども達を保養に連れ出す努力をされています。原発事故が起きたことで、余分な経費を捻出しなければならぬため、家計のやりくりも大変で、低所得者層の子ども達は、保養に出ることも叶わないのが実態です。

いまだに放射能汚染に怯える多くの市民

同協議会は、年に2回、夏休みと冬休みの前に福島県内で保養や移住の相談会を実施していますが、全国の団体が現地に足を運び、ブースを出して相談者と直接向き合う活動で、毎回30団体余りが参加します。相談者も毎回100人以上が来場して、保養や移住の情報を求め、或いは健康問題を専門家に相談するなどしています。福島県では除染が進み、人々は放射能の心配をもうしていないようなイメージが先行していますが、この現地相談会に参加すると、放射能被害によって、人々がどのように悩みながら生活しているのかがよくわかります。この現地相談会も、多くの市民の力によって支え続けられています。

『当時の私は、原発や放射能の知識は全くなく、60キロも離れている郡山市には関係のない話だと思っていました。前代未聞の原発事故という状況にありながらも、被ばくを避けるという行動を、家族にも、また自分が教えていた塾の生徒達にも取らせませんでした。もしあの時、放射能が降っていることを知らされていたら、子ども達の無用な被ばくは避けられたし、そもそも原発など作ってはいなければ、こんな大事故と放射能汚染に苦しめられることにはならなかった。』

これは郡山市在住のお母さんの手記の一部ですが、郡山市と福島第一原発の距離は、北海道の泊原発から札幌市までの距離とちょうど同じくらいです。北海道に暮らす私たちが、東京電力福島第一原発の事故や、いまだに日本全国で避難生活を余儀なくされている多くの方達から学ぶべきことは、沢山あります。全ての人々には被ばくをしない権利があり、これ以上どんな命も軽んじることなく、人は病に怯える暮らしから解放されなければなりませんし、子どもは安全な環境で養育される権利があります。

北海道の泊原発も一日も早く廃炉にして、放射能汚染のない未来を、次世代に手渡すべきだと思えます。裁判長、ならばに裁判官におかれましては、どうか、それを実現させるための判決を、勇気と良識をもって下していただきたいと強く願っております。

口頭弁論報告会



「福島原発事故があつて、原発をやめないなら、苦しい思いをしている人が浮かばれない。あの事故から学ばねば、アホか！」意見陳述の法廷で語れなかったことを三上めぐるさんが話され、6年間の思いが叫びとなり、私の心を揺さぶる。三上さんは、福島原発事故直後から避難された方々を札幌で支援し、福島にも通われてお母さんたちとお茶会し、近況に細やかに耳を傾ける。特にこの3年は福島に足繁く通われている。事故から時間が経つにつれ、人々はますます分断されている。避難区域が解除されて「戻りなさい」の風も強く、仮設住宅もたまたまれ、復興住宅に移り住む人も増える。報道は「帰れるから、帰ろう」と煽るよう。経済的その他残らざるを得ない事情を抱える人々が、仮設住宅に取り残される。賠償金の金額差も加わり、それぞれ抱える事情も複雑で、みんなの心がますます散り散りばらばらになっている、と。

明日は我が身かもしれない。どの人も、原発さえ無ければ、それぞれ平穏な暮らしがあつたものをと、悔しく、苦しい思い。先日、原発賠償裁判ニュースで知った「ノー・ニュークス権」が「生存権」と同様に認められると良いのに、と願う。

希望の光は、常田益代共同代表「脱原発世界の4大ニュース」①台湾の原発ゼロ宣言②ベトナムが原発建設白紙撤回③アベノトップセールス・トルコの原発は頓挫④アメリカ・インディアナポイント原発の廃止決定、と。(心中拍手) 泊もこの流れに続け！止まれ！

裁判解説は、市川弁護士。北電側は「準備書面を陳述します」だけで終わる。前回「避難計画」について、反論書面を提出する約束をしたのに、毎回同様なしのつづで。今回は、市川弁護士が、強く追求する。しかし「かかるべき時に提出」と逃げる北電側。裁判長も「しかるべき時とは何時か」と問いただした。次回の裁判は、「弁論更新」。今後の弁論方針は、3月に伊方、玄海などの決定が出そうのを見て、4月の全国弁護士会議で決まる、と。続いて、会場から裁判の争点に出来るのはどのようなことか質問があつた。「争点に出来るのは具体的に蓋然性のある危険についてだけ。そのため、『避難計画』は争点に出来る」との答え。「裁判は一般市民の常識とは違う」と司会の小野共同代表。(同感!) 福島原発事故で日本中、世界中が震撼したのに、裁判はなんと難しいのでしょうか!

(原告・堀田真知子)

報告会

参加者アンケート ま と め

回答者 8人

(表記変更以外、原文のまま)

裁判官や被告の発言が聞こえないのは、国民に対して配慮が欠けていると思う。裁判所はどこを向いているのだろうか、率直に言って失望した。

法廷がいつ終わったかもはっきりせず、法廷の進行にメリハリというか「規律」がなかったですね。裁判官はこの訴訟に真剣に取り組んでいるのか?その真意を疑ってしまいました。口頭弁論は良かったです。泊原発の廃炉を求める多種多様な意見を法廷に集約すべきです!もっともっと多様な(専門的視点、生活者の視点、国際的視点、経済的視点、軍事的視点<核兵器潜在保有とテロを受ける危険性>)視点から廃炉を求めて行きましょう!

前回の口頭弁論では北電は反論するという話だったが、残念である

尊い活動に敬意を表します。実際、国民・市民の声を上回る速さで経団連等による経営原理であと、10年後に原発はほぼ機能停止しているという予想があり、希望を全く捨てていません。ただ良心や良識・理想より経済が優先される社会に無念さは噛みしめておりますが。

被告は国であり能力は十分にあるのに、公開の議論を逃げ適合性審査でヤラセのゴーサインが出るのを待って姑息に再稼働に持ち込もうという国の姿勢にあらためてあきれられるが、息の長い闘いで再稼働の不合理的を明らかにしてくださることを期待しています。3.11.以後ずっと被災者に寄り添ってこられた三上さんの陳述も原発事故が長期に住民生活を破壊することをつぶさに見た方ならではの内容で、ぜひ裁判長にもしっかりと考えてほしい論点と感じた。

裁判において、どのような論理が認められて、どのようなものが認められないのか、市川さんの説明がわかりやすかった。

今回の傍聴は人数が少なくなってきた感じ。まだまだ頑張ろう。健康に留意しながら。

日本鑄鍛鋼が製造した不良部材は、泊原発にも使われていたと思います。日本の原発の多くに採用されている不良(疑惑)部材については昨年9月に日本で報道されるや経産省が“即応”して主要電力会社が「問題なし」と回答しているようですが、「不良部材」問題は泊原発再稼働のみならず、日本の原子力マフィアを締め上げる重要なカギになりえます。追及の必要があると思います。

『小泉純一郎さんの講演を聞いて』

忘れない
3.11

泊原発廃炉の会・そらち 皆川 真知子

東京電力福島第一原発事故から六年が過ぎた。まだ多くの人が故郷に帰れない状況で、国は三月末に住宅の無償提供等を打ち切った。原発の再稼働も続き、この先のことを考えると心が騒ぐ。

六年目は、「日本の歩むべき道」と題して、小泉純一郎元首相の講演が行われた。講演に先立ち、「鎮魂の調べ」として、バイオリニスト小林佳奈さんの素晴らしい演奏があった。目を閉じてバイオリンの音に聴きいった。遺族の方が聴いていたら、どんな思いになるだろうかと思つた。

小泉さんは、2009年に政界を引退した。実は、私も仕事をやめていたから、原発事故のテレビ映像をリアルタイムで視ていた。小泉さんも同じだった。小泉さんは、原発推進側にいたが、事故後原発は安全なのか？と疑問を抱き、スリーマイル島やチェル



会場650席が超満員に



ヴァイオリニスト 小林佳奈さんの鎮魂の調べ



「日本の歩むべき道」について語る小泉純一郎氏

お礼とお詫び

3月11日、福島事故を忘れず、心を新たにするために毎年行っている講演会が、今年は小泉元首相をお呼びして、成功裡に終わりました。小林佳奈さんの鎮魂のヴァイオリン演奏に心を打たれた後、小泉純一郎さんの日本は脱原発に舵を切るべきという力強いメッセージをいただきました。ご参加された皆さん、本当にありがとうございます。ただ、当日、こちらの不手際で多くの方に入場してもらえずご迷惑をおかけいたしました。一日に届けられるハガキが大量だったため座席数に合わせて締切が出来なかったためです。ご迷惑をおかけした方々に心からお詫びするとともに、今後このようなことにならないよう対策を考えてまいります。申し訳ありませんでした。

ノブイリの本を読み猛烈に勉強したと言う。

私は複雑な気持ちで講演を聴いていた。信念や価値観も違い、原発を推進していた小泉さんが、泊原発の廃炉をめざす会の講演をしているのだ。会場には、自民党幹事長などを務めた中川秀直さんも出席していた。思いがいろいろ

と行き交うが、小泉さんの絶妙な語り口に、会場は大いに盛り上がった。笑いや拍手がわき起っていた。

「日本の歩むべき道とは、原発をすぐに止めて、自然エネルギーに切り換えることだ。日本はそのための研究や技術を培い、世界に発信しよう。」

と、小泉さんは主張した。

彼は、三年前にフィンランドへ行き、オンカロ（放射性廃棄物最終処分場）を視察した。フィンランドは岩盤で出来た半島である。地下400メートルに2キロメートル四

方の広場を作り、そこに核廃棄物を埋めて10万年保管するというものだ。

フィンランドの方は、地下の壁の湿気や10万年の間に水が出て廃棄物が流れ出さないか心配していたそうだ。

ここは原発2基分の核廃棄物を処分でき、フィンランドには原発が4基あるそうだ。

処分が完了したら、「島に近づくな」「地下の物を掘り出すな」と、10年後の人々に読解してもらえらる文字はあるのかと、フィンランドの方も心配の種が尽きないそうだ。核のゴミを捨てる場所が日

本には無いのが現実だ。原発はやってはいけない。考えたらわかるはず！と小泉さんは何度も言っていた。

産業廃棄物業者には、処分場が無いと認可がおりない。まして、核のゴミなのだ。

北海道知事の権限は、大きく責任も重い。原発をやめると表明すべきではないかと、小泉さんが指摘された。

私は聞きながら、知事への働きかけの重要性を、改めて考えさせられた。市民運動の大きなうねりで、泊原発廃炉を勝ち取りたい！

泊原発を再稼働させない北海道連絡会
結成集会報告

泊原発を再稼働させない北海道連絡会

副代表 川原茂雄



泊原発の再稼働を許さないことを求めるというものを一致点として、全道の各種団体が連携連絡・情報交換体制の確立をはかることをめざす「泊原発を再稼働させない北海道連絡会」の結成集会が5月14日(日)、開催されました。すでに全道各地から50を超える市民団体の参加表明を受けていますが、今回の結成集会には30の団体から55名の参加者がありました。

規制委員会の動きに危機感

連絡会の結成にむけての動きは、昨年の5月頃、北海道電力が泊原発の再稼働に向けて前がかりとなり、原子力規

制委員会もそれを容認するよ
うな姿勢が見えてきたことに
危機感を持った泊原発の廃炉
をめざす会、Shut泊、後
志・原発とエネルギーを考え
る会の三団体が、全道の脱原
発・反原発の市民団体だけ
なく、広く労働団体、経済団
体、環境・自然保護団体、法
曹団体など、様々な団体に、
泊原発の再稼働を許さないこ
とを求めるというものを一致
点として連携することを呼び
かけたことから始まりました。
その後、昨年11月から1
月、3月の三回にわたる準備
会を開催し、会の正式名称、
MLを活用しての連携連絡体
制の確立、組織体制や財政の
在り方などについて協議を重
ねてきました。現在の幹事団
体は、廃炉をめざす会、Sh
ut泊、後志考える会、北海
道の未来を拓く会、原発問題
北海道連絡会の五団体となっ
ていますが、今回の結成総会

では、この五団体による幹事
会から報告された規約を始め
とする提案が、参加者全員の
拍手によって承認され、晴れ
て「泊原発を再稼働させない
北海道連絡会」が正式に結成
されました。

**これまでにない
幅広い道民が参加**

今後は、まずは北海道知事
に対して泊原発の再稼働を認
めさせないことを強く要求、
働きかけることを最重要課題
とする一方で、北海道民に対
しては、署名活動やチラシ・
パンフの作成・配布や、集会・
学習会・デモ行進などの開催
などを通しての世論喚起に取
り組んでいくことになりました
。連絡会には、全道の脱原
発・反原発の市民団体だけで



用語解説

仮処分と本案

大阪高裁の決定や福岡高裁宮崎支部では、判決ではなく決定となっています。泊原発での裁判所の判断は判決となります。これは、仮処分の申立と訴えの提起との違いなのです。仮処分とは、裁判所が住民側の仮の権利を認めて原発の再稼働を止める、とする申立です。これに対して、泊原発廃炉訴訟は「仮の権利」ではなく、住民側の権利を認めさせて原発を廃炉にさせる訴訟で本案訴訟といっています。仮処分は、急いで裁判所に判断してもらう、という点から、原則として証人尋問はしません。すべて陳述書という書面で代替します。また公開の法廷ではなく非公開で行います。したがって、十分に証拠を使って裁判所が判断するというよりも、裁判所が「そうだろうな」と思えば決定を出しま

す。このような裁判所の決定は、後から覆ることもあります。もし、いったん仮処分
で勝っても、その後負けた場合には、い
ったん稼働が停止された原発が停止する必要
がなかった、ということになります。関西
電力が住民側に損害賠償を請求すると仄め
かしているのは、「仮の権利」で稼働を停
止させられたから、ということになります。
かつて産廃業者と住民との関係で、建
設差止が仮処分で認められた後、覆された
ことがありましたが、住民側が損害賠償の
請求を受けたことがありました。仮処分には、
このようナリスクもあります。

泊原発でも仮処分をしたいという声を聞
きます。その場合には、十分に議論して決
めたいと思います。

なく、実に様々な各種団体が
参加を表明しており、これま
でにない幅広い道民が参加し
て盛り上がっていく可能性が
あります。今後とも、皆さん

のご支援を受けながら、泊原
発を再稼働させない取り組み
をすすめていきたいと思っ
ています。

全国原発裁判の動き 高浜原発と伊方原発の判決を読み解く

弁護団長 市川守弘

皆さん、ご承知のように3月28日に大阪高裁で高浜原発3・4号機に関する仮処分について高裁の決定がなされ、30日には広島地裁で伊方原発の仮処分決定がなされました。いずれも住民側が負けるという結果でした。高裁の判断は、川内原発についての福岡高裁宮崎支部に次いで2件目の判断ということになります。伊方原発については、地元松山地裁の判断の前に、松山地裁への申立の後に申し立てた広島地裁の判断が先に出ました。

1 高裁判決をどう見るか

さて、では、このような裁判所の流れについてどう評価し、今後、どのように闘っていくのか、が重要な焦点になって来ています。全国弁護団の福島事故後の全国の訴訟の方向は次のような考え方でした。

- 1 福島事故の悲惨さを目にした裁判官は、原発の危険性に真剣、慎重に向き合うはずだ。
- 2 そのため、断層、地震動、津波、火山などの自然現象について電力会社や規制委員会

の判断を鵜呑みにはしないはずだ。

- 3 したがって、科学者の力を動員して断層の判断、地震動、津波、火山灰などについての電力会社や規制委員会の過小評価を裏付ける。
 - 4 避難問題も実際に避難などではない事実を積み上げる。
 - 5 これらによって、原発の具体的危険性を明らかにし、再稼働を差し止める。
- という考え方でした。
- しかし、これらの戦術は、二つの高裁決定によって、もの見事に肩透かしを食らった、ものでした。

2 高裁決定の考えは次の考え方でした

- 1 裁判官は科学の素人であるから詳細な科学の論争に対して、どちらが良いかなどと判断できる能力はない。
- 2 裁判所が判断できるのは、国が原子炉等規制法などで示している原発を許可する際の基準やその基準に当てはめる判断が合理的かどうか、という点である。

- 3 そのため、適合性審査基準が合理的かどうか、規制委員会の判断が合理的かどうか、という二つの点から審理をする。
- 4 規制委員会は規制委員会設置法という法律に基づいて設置される機関で、多くの科学者を抱える組織である。また規制委員会は様々な科学者の意見をも聞いたうえで判断している。
- 5 したがって、規制委員会は、住民側が「問題あり」とする科学的意見も考慮して判断しているからその判断は合理的である。

3 ではこの論理にどう立ち向かうのか

泊原発廃炉訴訟でも、今までは全国弁護団の方向に沿っていました。しかし、二つの高裁判決を受けて、弁護団自身でも前記した高裁の審理する枠内での弱点を主張していくという方向に向かいつつあります。

一体、この二つの高裁判決のどこが弱点なのでしょう？それは、適合性審査基準の合理性や規制委員会判断の合理性を、

どういう視点から判断するのかという点に全く触れられていない点です。ですから例えば広島地裁では、火山についての適合性審査基準が不合理である、とまで判断しながら規制委員会がそれでも危険性はないとする判断の合理性を認める、などという「大雑把」な判断ができたのです。

ちよつと難しくなりますが、最終的に再稼働を許可する規制委員会の判断は行政判断（行政決定）です。そこには行政庁の裁量権というものがあつます。つまり行政庁は基本的に自由に裁量権を行使して判断できる、という考え方です。この行政庁の裁量権を縛れるのは法令の規定しかありません。規制委員会の判断が合理的かどうかは、その裁量に基づく判断が法令などに違反していないかどうか、ということと同じということになります。

また、この規制委員会の判断は、「具体的危険性」という抽象的なものです。広島地裁が火山の適合性審査基準は不合理だが、規制委員会の判断は合理的、としたのは、まさに抽象的な「危険性判断」において危険性はないとしたからなのです。この抽象的な具体的危険性の判断について、もし具体的に判断のための指針や基準が存在すれば、それに従って規制委員会が

判断しなければならぬということになります。

私たちは、現在、二つの高裁決定に従って、裁判所が判断すべき視点、基準をどのように提示するかを全力を挙げて検討しています。一つのよりどころは、国際条約に基づく国際基準です。原子炉等規制法も「確立された国際基準に沿って」とされています。つまりIAEAの基準を検討し、適合性審査基準の合理性の有無、規制委員会判断の合理性の有無を基準化できないかを検討しています。IAEAについては、「そんな役に立つのか？」と思う人もいられるかもしれませんが、しかしIAEAは、住民が決して放射線を浴びないように、という点から様々な基準を立てています。実際に、IAEA基準については和訳も多く出ていますが、「ぼかして」和訳しているところも少なくありませんから、使えるところも結構あると思っています。日本政府はこのIAEAの基準を承認しているのです。当然ながら日本国も制約されます。IAEAを使って裁判所の合理性判断の枠組みを確立させたいと思っているところです。

以上のように、二つの高裁判決が出ていますが、これにばかりする必要はありません。闘いはまさにこれからといつてよいでしょう。

地域連絡会

報告

北区の会

札幌市の「原子力防災計画」出前講座「パート2」を開催

泊原発の廃炉をめざす札幌北区の会では、札幌市の原子力防災計画についての第2回目の出前講座「パート2」を3月18日に開催しました。参加者も会員8人のほか、市内8区、江別市、釧路市から計27人でした。講師は、第1回目と同様、札幌市危機管理対策室・原子力防災対策係長の西元寺直弘さん。内容は「30km圏外の防護対策」と「札幌市への避難者の一時滞在場所の役割」を中心としたものでした。

前者については、原子力規制庁が2015年3月に作成した文書「UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）外の防護対策について」を資料に用いました。国の原子力災害対策指針では「UPZの目安である30kmの範囲外であっても、防護措置UPZ内と同様に、事態の進展に応じ屋内

退避を行う必要がある」としており、原子力規制庁の文書は、この指針の具体化を検討したものです。事態の進展（放射線状況）を把握するためには、緊急時モニタリング体制の整備が必要とされます。札幌市では、平常時に4カ所（本庁前、手稲・清田・南区役所）、緊急時には豊羽鉱山に観測地点を設置することにしており、さらに、放射性物質が原発敷地外に放出される事態（全面緊急事態）には、定山溪および篠路出張所に観測地点が追加されることになっていきます。これらのモニタリング結果に応じて「屋内退避」から「一時移転（避難）」（1日程度、1週間程度など）の判断がなされます。

また、UPZ圏内からの避難者については、札幌市は、泊村を含め8市町村・5万人を受け入れることになっており、その一時滞在場所として南区体育館など市立の体育施設を避難所として各地区のホテルなどを割り当てるとしています。

講義後も参加者から質問や意見が閉会時間が来ても続出する有様で、関心の高さが感じられる熱気ある講座でした。（北区の会共同代表・福地保馬）

十勝連絡会



3月12日曜日、帯広駅南側で「原発をなくす十勝連絡会」との共同で、「東電福島事故から6年 さよなら原発再稼働反対 福島を忘れない No Nukes Action」を行いました。アコーディオンの伴奏で「明日があるさ」の替え歌で、「明日がない、明日がない、原発じゃ明日がない」と歌った後、斉藤道俊弁護士をはじめ、会員4名がスピーチ。最後に脱原発、再生可能エネルギー

ギーへのシフトをコールで訴えて集会を終えました。70名以上の方々に参加しました。十勝連絡会では冬季の1月から3月以外、ほぼ2回のペースで署名宣伝活動を行っています。今年も帯広駅南側での署名アクションが始まり「全道避難計画ができないなら再稼働を認めないで」の署名に取り組みます。

（十勝連絡会事務局長・菅原哲也）

釧路



アーサー・ビナードさん

「アーサー・ビナード講演会」

3月11日 釧路市民文化会館
演題：アメリカ人が原爆ドームから盗み聞きした「核心的話」

主催：3・11さよなら原発1000万人アクション

in 釧路集会

詩人で翻訳家のアメリカ人、ビナード氏は、講演当日の道新朝刊一面となった「南スーダンから自衛隊撤退」に触れ、「駆けつけ警護を英訳

すると不可能であることが判ると語り始めた。

日本とアメリカにおける原子力の諸問題、広島・長崎に始まった核被害のもとを辿ると自国アメリカ庶民の大量被曝があった。翻訳を通じて知り得えた真実、日本国憲法の重要性、日米協定などに触れ、「権力者の真意を見抜く力を養うべき」と締めくくった。350名参加。

映画「太陽の蓋」・「チャルカ」未来を紡ぐ糸車」交互上映会

3月26日 釧路芸術館

3・11を振り返る「太陽の蓋」（佐藤太監督）は、福島原発事故当時のパニックを再現した有名俳優が多数出演する劇映画作品。東電、官邸、現場、報道、住民、それぞれの在り方を描く130分の大作。

「チャルカ」は道北、豊富町に住む久世薫嗣さん一家の生き方に焦点を当て、幌延町「深地層処分研究施設」、フィンランドのオンカロ、フランスの処分計画地ビュールを取材したドキュメンタリー作品。再処理から最終処分までの「計画」の流れや問題点が90分に整理され、解りやすい内容だった。

131名が鑑賞、島田恵監督の講演に耳を傾けた。（世話人・マシオン恵美香）



島田恵監督

「泊原発を再稼働するな!! させるな北海道大行進」に300人

泊原発を再稼働するな!!
させるな!!北海道大行進!
が5月5日子どもの日、
札幌市大通公園3丁目で開催されました。お天気にも恵まれました、連休中にもかかわらず300人も市民が集まってくれました。

今年、サウンドカーを先頭にして、ラップ調のコールで派手にやってみました。市電ループ化後、初めて市電路線を横断して中心街を通るというデモコースだったのですが、街角の市民からの反応もとても良かったです。デモの終着点は北海道電力本社ビルの前でした。

地元テレビ局が三つも取材に来て、夕方のニュースでさっそく放送してくれました。どの局も、この5年間泊原発は1キロワットの電力も発電していないにも関わらず、私たちの生活は全然不都合がありませんでした、というスピーチでの発言を取り上げてくれました。この5年間で、ここ北海道は、原発の電気なしでもやっていけることが証明



されたのではないのでしょうか。そうであるならば、このまま原発を止めて、そしてそのまま廃炉にしていきたいと思います。
大きな組織や労組の動員もなく、まったくの自発的な意思で市民が参加する、市民による手作りのデモ行進に、これだけの人たちが集まってくるのは、この6年間の脱原発と泊原発再稼働反対運動に取り組んできた市民たちの積み重ねがあったからだと思います。すべての原発が廃炉になるまで声を上げ続けるために、これからもこのデモ行進を続けて行きたいと思えます。(原告・川原茂雄)

平成28年度 原子力防災訓練 視察報告会と質問書提出

3月18日(土)エルプラザで、昨年11月13、14日に国と北海道が合同で実施した平成28年度原子力防災訓練、本年2月4日の冬季原子力防災訓練についての報告会が行われた。

訓練に参加視察した道民視察団から主要メンバー3名(関根達夫・深町ひろみ・公平孝一)が、視察ルート各地点での実働訓練内容(仮設ヘリポート、モニタリングポスト設置訓練、瓦礫撤去、外国人避難誘導、要配慮者の避難、安定ヨウ素剤配布訓練、避難救護所)について報告し

た。共和町オフサイトセンターでの訓練実施経過報告から、想定と実施時間との間に飛びや逆行があったことが判明。参加者からは訓練規模の小ささ、現実の状況に即していない甘い事故想定、避難を左右する風向の想定が間違っているなどを指摘する発言があった。

廃炉の会ほか5つの市民団体が連名で3月30日に提出した知事への質問書に対し、4月10日に北海道庁原子力安全対策課より回答書が届いた。(世話人・マシオン恵美香)

お知らせ

泊原発の廃炉をめざす会 活動報告会

日時: 2017年6月11日(日) 13:00~15:50
場所: 北海道高等学校教職員センター
(札幌市中央区大通西12丁目)

- 第一部 13:20~14:00 (一般公開)
講演「全国の原発裁判の現状と課題」
市川守弘弁護士団長・共同代表
- 第二部 14:05~15:00 活動報告会
(たくさんの会員の皆さまの参加をお願いします)
- 第三部 15:20~15:50 地域連絡意見交換会
(会員の皆さまによる意見交換・交流など)

第21回 口頭弁論のお知らせ

2017年6月13日(火) 14:00~
札幌地裁(札幌市中央区大通西11丁目)
これまでと開始時間が変わっています。
ご注意ください。

集合 13:10 大通公園西11丁目
集会 13:50~ 傍聴抽選に外れた人対象
報告会 口頭弁論終了後~16:00
会場 北海道高等学校教職員センター
(札幌市中央区大通西12丁目)

ボランティア募集中!!

■「泊原発を再稼働させない北海道連絡会」から

北海道連絡会は、道内40近い団体が集まり、泊原発を再稼働させないという一点で協同の運動を行い、5月14日には結成総会を開催。泊原発の廃炉をめざす会は、今後、連絡会の総務を担当することになりました。内容は連絡会の会議での受付や資料の整理などです。総務を担当いただける事務の方を募集しております。

● ● お手伝い可能な方は、廃炉の会事務局までご連絡お願いいたします。 ● ●

■ 廃炉ニュース担当から

廃炉ニュースのお手伝いして下さる方を募集します。

毎号の掲載内容は世話人会で決めますので、原稿依頼と紙面の割り付け、校正などが主な仕事です。年4回発行しています。